

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

267
06/11/1

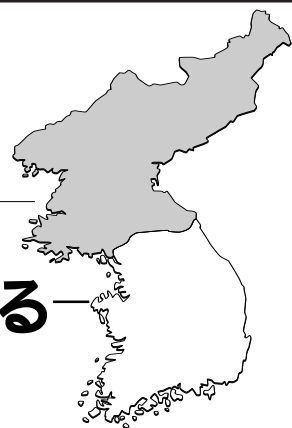
毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道 製作責任者 ■ 田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

[特集] 北朝鮮核実験 への視座



1

安保理決議と国会決議を検証する 「保有国の核軍縮義務」は どこへ行った

「今だからこそ」非核兵器地帯

10月16日、ネグロポンテ米国家情報長官が短い声明を発し(2ページに囲み)10月9日の朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)発表の実験が実際に地下核実験であったと確認した。しかし、ほとんど科学的な説明はなく、いまだに疑問は払拭されていない。物理的根拠はキセノン同位元素の検出と採取場所(複数)における過去2日間の風向き分析によるものであると推定される。キセノン同位元素の半減期は12日以下であり、もはや独立の科学的検証は不可能である。これ以上の事実確認は、今後の政治的展開における情報開示(北朝鮮、米国など)に待つことになると思われる。私たちは、とりあえず、すでに急速に動いている「核実験実施」を前提とした政治と社会の動きに対応する取り組みを行うべきであろう。

これまでの「核兵器国」(米、ロ、仏、中、英)「事実上の核兵器国」(イスラエル、インド、パキスタン)の分類の外に、新しく「保有を主張する核兵器国」(claimant nuclear weapon state)(北朝鮮)と分類すべき9番目の国が現れたことになる。

「唯一の被爆国」の国会決議?

10月10日、衆議院は全会一致の国会決議をあげた(3ページに全文)核実験の翌日に出されただけに、この国会決議は「日本の国会議員の大多数が事態をどう受け止めたのか」の見識を正直に反映していると考えてよいであろう。

その観点から、どうしても看過し得ない点がある。それは、「核保有国に核軍縮を促す」ことに関連する言及が一言もないことである。

特集 北朝鮮核実験への視座

1. 安保理決議と国会決議
2. 対北朝鮮制裁は有効だったか?
3. 世界のNGOのアピール
4. 検証制度がはらむ困難

【連載】被爆地の一角から(14)

北朝鮮外務省の声明 土山秀夫

次号は12月1日・合併号です。

北朝鮮の核実験に関する 米国家情報長官事務所の声明(全文)

2006年10月16日

2006年10月11日に採取した大気サンプルの分析の結果、北朝鮮が2006年10月9日にプンゲ 豊溪 近辺において地下核爆発実験を行ったことを確認する放射性碎片 (radioactive debris) を検出した。爆発威力は1キロトン以下であった。(訳:ピースデポ)

決議は、まず第一に北朝鮮が自国も加わったこれまでの国際合意や国際社会の度重なる要請を無視して核実験を強行したことを「暴挙」とし、強く非難した。第2に北朝鮮が核兵器と核計画を放棄することを要求した。そして第3に日本政府への要請として、あらゆるルートを通じての北朝鮮への抗議の意志の伝達、6者協議への早期・無条件

復帰の促進、国連憲章第7章に基づく措置も含めて国際社会の結束した平和解決への努力、を掲げた。

しかし、日本の国会議員は、北朝鮮の核実験実施を日本への脅威という狭い視点から論じるだけでは不十分である。日本が、距離的に近いために脅威が切実だという点はよく理解できる。しかし、もっと近距離に置かれた韓国が単に脅威の強調で対応していない(できない)ことにも現れているように、事態は歴史的、国際的な文脈において捉えることが必要であり、そのような広い視野から決議が必要である。そのような視野が現れていなければ、身内の自己満足の決議に終わり、問題解決に有効なメッセージを発することはできないであろう。国会議員はこのようにこそ、真価を発揮することができる。

大きく捉えるとき、北朝鮮の核実験実施の衝撃とは、前述したように「保有を主張する核兵器国」が登場し、核兵器の不拡散について国際社会が新しい試練に直面しているこ

国連安保理決議1718(2006年10月14日)

安全保障理事会は、

決議825(1993年)、1540(2004年)と、とりわけ決議1695(2006年)などの過去の関連諸決議、及び2006年10月6日の安保理議長声明(S/PRST/2006/41)を想起し、

核・化学・生物兵器、及びその運搬手段の拡散は、国際の平和と安全への脅威であることを再確認し、

2006年10月9日に核兵器の実験を行ったという朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の主張、及び、そうした実験が核不拡散条約(NPT)に対して、さらには地球規模の核不拡散体制を強化することを目的とした国際的な努力に対してもたらす試練、さらに実験がこの地域とそれを越えた地域の平和と安定へもたらす危険に対し、最も深刻な懸念を表明し、

国際的な核不拡散体制を維持する必要があるという確固とした確信を表明するとともに、北朝鮮はNPTにそった核兵器国の地位をもつことはできないことを想起し、

北朝鮮によるNPTからの脱退と核兵器の追求の発表に遺憾の意を表明し、

さらに、北朝鮮が6カ国協議への無条件復帰を拒否していることに遺憾の意を表明し、

中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア、米国が05年9月19日に発表した共同声明を支持し、

北朝鮮がその他の安全保障上および人道上の国際社会の懸念にこたえる重要性を強調し、

北朝鮮が主張する実験が、この地域およびそれを越えてさらに緊張を高めたことに深い懸念を表明し、従って、国際の平和と安全への明白な脅威が存在すると決定し、

国連憲章第7章に基づいて行動し、第41条に基づいて措置をとり、

1、決議1695(06年)および06年10月6日の安保理議長声明(S/PRST/2006/41)をはじめとする関連諸決議--核実験が国際社会全体からの非難を呼び、国際の平和と安全への明確な脅威となるとの言明を含む--を甚だしく無視して、06年10月9日に北朝鮮によって発表された核実験を非難する。

2、北朝鮮がこれ以上のいかなる核実験あるいは弾道ミサイルの発射も行わないよう要求する。

3、北朝鮮がNPTからの脱退表明を直ちに撤回するよう要求する。

4、さらに、北朝鮮がNPTおよび国際原子力機関(IAEA)の保障措置に復帰するよう要求し、NPTの全加盟国が条約義務を順守し続ける必要を強調する。

5、北朝鮮がその弾道ミサイル計画に関連するあらゆる活動を停止し、その関連で、ミサイル発射に関して同国が以前に行っていた一時停止(モトリアム)の約束を再確立するよう決定する。

6、北朝鮮が、すべての核兵器と現存する核計画を、完全かつ検証可能で後戻りできない形で放棄すべきこと、NPT加盟国に適用される義務および同国のIAEA保障措置協定(IAEA INFCIRC/403)の条項と条件に厳格に従って行動す

ること、ならびに、これらの要請を超えて、IAEAが要求し、および必要と見なす個人、記録文書、装置、施設へのアクセスを含めた透明性措置をIAEAに提供すべきことを決定する。

7、また、北朝鮮がその他のすべての大量破壊兵器および弾道ミサイルを完全かつ検証可能で後戻りできない形で放棄すべきことを決定する。

(略)

13、さらに、朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し朝鮮半島および北東アジアの平和と安定を維持するために、2005年9月19日に中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア、米国により発表された共同声明の速やかな履行をめざして、すべての関係国が外交努力を強め、緊張を激化させる可能性があるいかなる行動も慎み、および6カ国協議の早期再開を促進するよう努力することを歓迎し、さらに奨励する。

14、北朝鮮に対し、無条件で6カ国協議に直ちに復帰し、2005年9月19日に中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア、米国により発表された共同声明の速やかな履行に向け努力するよう要請する。

15、安保理が北朝鮮の行動を継続的な調査の下におくこと、及び北朝鮮による本決議の諸条項の順守に照らして、必要と考えられる時に、諸措置を強化、変更、一時停止または解除することを含め、安保理が上記第8項に含まれる諸措置の妥当性を再検討する用意があることを確認する。

16、追加措置が必要な場合は、さらなる決定が必要となることを強調する。

17、事態を積極的に掌握し続けることを決定する。(訳:ピースデポ)

北朝鮮の核実験に抗議し、 全ての核兵器及び核計画の 放棄を求める決議

(2006年10月10日、衆議院本会議、全会一致で採択)

北朝鮮による核開発は、日本を含む北東アジア地域全体の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である。このため国連を中心とする国際社会は、北朝鮮の核問題に重大な関心を持ち続けてきた。我が国をはじめ関係各国は、六者会合を中心として、サミット・ARFなどあらゆる機会をとらえ北朝鮮に対し核兵器の開発を断念するよう最大限の外交努力を重ねてきた。特に、北朝鮮が核実験の予告を行ったことを受け、国際社会は、国連安全保障理事会声明の採択をはじめとした様々な取組みにより、北朝鮮の自制を促してきたところである。このような努力を無視する今回の北朝鮮の核実験は、いかなる理由に基づこうとも正当化の余地はなく、我が国はその無謀な暴挙を絶対に容認することはできない。

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対するところであり、北朝鮮の核実験に対し厳重に抗議するとともに、北朝鮮が直ちに全ての核兵器及び核計画を放棄することを強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、更なる情報の収集・分析に努めつつ、直ちにあらゆるルートを通じ北朝鮮に対し、我が国の断固たる抗議の意志を伝え、日朝平壤宣言に違反した北朝鮮が関係五カ国の求めに応じ、早期かつ無条件に六者会合に復帰し全ての核兵器及び核計画を放棄するよう促すとともに、今後は、中国・韓国など地域の関係国との協調を強化し、米国など関係各国と連携し国連憲章第七章に基づく措置も含め、国際社会が結束した外交を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

右決議する。

とである。イラン、イスラエル、さらに核燃料サイクルの世界的拡大の傾向といった大きな流れの中でこの試練は存在している。この試練に立ち向かうときに被爆国の国会が発すべきメッセージは何か、という点で国会決議の見識が問われている。

決議における「唯一の被爆国」の使われ方は奇妙である。「唯一の」は「核攻撃の惨状を経験した点において唯一」という意味に理解するにしても、唯一の被爆国だから「あらゆる国の核実験に反対する」「北朝鮮の核兵器と核計画の放棄を要求する」と結論づけている。もっとも自然で重要なメッセージとして「あらゆる核兵器に反対する」となぜ言わないのか。

その答えは誰もわかることであろう。「アメリカの核兵器は必要だ」と考えているからである。しかし、唯一の被爆国だからこそ、いま世界に向かって言わなければならないのは、この基本的メッセージである。そのことによって日本の安全が損なわれるとは思われない。日本の信頼も、したがって日本の安全も、国際社会の中でいっそう確保されてゆくのではないだろうか。日本政府が繰り返している「核不拡散と核軍縮は表裏一体で進めなければならない」という主張を、国会はむしろ後退させている危険がある。

安保理「制裁」決議の文脈

10月14日、国連安保理は決議1718を採択した。「北朝鮮制裁決議」と呼ばれているものである。制裁そのものについては、基本的な議論を別記事(4ページ)に掲載するとともに、具体的な発展を今後フォローすべき課題としたい。その上で、ここではむしろ安保理決議1718の中で述べられている制裁の背後にある国際社会の認識に注目したい。その意味から、制裁の詳細を記述した条項(主文8項～12項)以外の安保理決議抜粋を掲載する(2ページ)。

まず、安保理決議1718においても「核兵器保有国がNP

T第6条のもとに負っている核軍縮義務」が明示的に言及されなかったことは、この決議の弱点としなければならない。前述したように、国際社会が直面している核拡散の全体状況の中に北朝鮮の核実験も位置しており、国を問わず核兵器そのものの廃棄に向かわなければならないという国際社会の方向性を想起することが、極めて重要だからである。日本が安保理議長国であったにもかかわらず、日本がこの点にリーダーシップを発揮しなかったことは、極めて残念である。

しかし、この点に関して、決議1718には工夫があることも指摘しておきたい。それは、前文において「国際的な核不拡散体制を維持する必要がある」という確固とした確信を表明するとともに、主文第4項において「NPTの全加盟国が条約義務を順守し続ける必要を強調する」と述べているからである。ここには、NPT第6条の核兵器国の軍縮義務が当然含まれている。

さらに、安保理決議は東北アジア諸国の行き過ぎをチェックするために、主文第13項において「すべての関係国が外交努力を強め、緊張を激化させる可能性があるいかなる行動も慎むことを求めていることに注目すべきであろう。北朝鮮が核実験再開を示唆する言動が許されないのはもちろん、日本の核武装を示唆するような高位の政治家の言動は、安保理決議に照らしても許されないのである。

東北アジア非核兵器地帯

10月23日に第3回地球市民集会ナガサキが採択した「長崎アピール2006」は、「北朝鮮の核実験が行われた今だからこそ、北東アジア非核兵器地帯の設立を求める」と述べている。「今だからこそ」なのである。

「東北アジア非核兵器地帯」の設立を阻んでいるものは、政治的問題である。北朝鮮が核実験を行ったことに

よって、政治的問題がより困難になったということはない。残念ながら、非核兵器地帯を実現するための技術的・物理的措置のステップが1段階増えたということである。

南アフリカがNPTに参加せず、核兵器保有が疑われていたことが、「南アフリカ非核兵器地帯」実現の障害であった。しかし、政治状況の変化が南アフリカに核兵器放棄を決定させた瞬間、南アフリカ非核兵器地帯の設立は可能となった。IAEAが核兵器の廃棄を検証するという1つのステップが増えたが、それは技術的な問題であって、重要な

ものは政治的な決定であった。

今こそ、東北アジア全体を緊張緩和に向かわせるという関係国の「協調的安全保障」への意志が発せられるべき好機なのである。その意味で、「今だからこそ」東北アジア非核兵器地帯の設立を求める声を強めたい。国際的な平和NGOが、このテーマに強い関心を寄せていることを活用しつつ、私たちは日本の国内世論を高めるために考えを発展させ、工夫を凝らし、行動する必要がある。(梅林宏道)

2

対北朝鮮制裁 機能しなかった圧力路線

朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)によるミサイル実験・核実験以降、「北朝鮮に厳しい制裁を加えよ」との大合唱があちこちから聞こえてくる。そして、そうした意見は、「対話・包容路線」の失敗として先の実験が強行されたという見方とセットになっている。

確かに、6か国協議などの交渉枠組みがあったにも関わらず実験が行われたことは紛れもない事実である。しかし、他方で忘れてはならないことは、経済制裁を通じた「圧力路線」がこれまでかなりの規模で存在し、むしろそうした圧力の存在にもかかわらず実験が強行されてしまったという側面だ。そこで、本稿では、日米両国の対北朝鮮経済制裁について詳細に振り返る作業を行う。

日本の経済制裁

2004年2月、「改正外国為替及び外国貿易法」が成立した。主な改正部分は、「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置・・・中略・・・を講ずべきことを決定することができる」と定めた第10条である。ここで言う「対応措置」とは、支払・資本取引・対外直接投資・輸出入などに関して政府が何らかの制限を加えることを指している。

さらに、同年6月には、「特定船舶入港禁止特別措置法」が制定されている。この法律により、特定の外国の国籍を有する船舶、閣議で定める日以後に特定の外国の港に寄港した船舶などの日本の港への入港を禁止することができるようになった。

日本政府は、今年7月5日の北朝鮮によるミサイル発射実験を受けて、同日中に特定船舶入港特措法を初発動させ、「万景峰92」号の半年入港禁止措置を採った。また、北朝鮮当局職員の入国禁止、その他の入国も審査を厳格化、日本・北朝鮮間の航空チャーター便の乗り入れ禁止な

どの措置も即座に決められた。さらに、9月19日、国連安保理決議1695(本誌第2261号)で要求された措置のひとつとして、また、上記の改正外為法に基づき、WMD(大量破壊兵器)及びその運搬手段の開発計画に関連するとみられる15団体・1個人を指定し、それらに対する支払いや資本取引を許可制とすることを発表した。

10月9日の北朝鮮による核実験発表を受けた制裁はさらに厳しいものだった。入港禁止はすべての北朝鮮船籍に拡大され、北朝鮮からのすべての品目の輸入も禁止されることになった。さらに、北朝鮮籍を有する者の入国は特別の事情がない限り認められないことになった。

これらに加え、在日朝鮮人が主に利用している公共施設に対する固定資産税・都市計画税等の減免措置を自治体が次々取り消すという、北朝鮮に対する実質的な経済制裁の事態が起こっている。総務省は、これらの施設に「公益性」があるかどうかを厳正に判断するよう求める通知を各都道府県に出すなど(4月1日)こうした動きを後押ししている。しかしここでは、日本の植民地支配に起因する人権問題に対処するためにつみ重ねられてきた歴史的経緯は無視されている。

米国の経済制裁

米国の北朝鮮に対する経済制裁は、日本のそれに比べてもっと歴史が長い。その源流は、朝鮮戦争開戦の1950年にまで遡る。詳細について触れる余裕はないが、重要なのは、1999年9月に当時のクリントン大統領が下した決定により、経済制裁のかなりの部分が解除されているという事実だ。しかし、それでもなお、おおよそ以下の4つの制裁が現在も課せられている。

「テロ支援国家としての北朝鮮に対する経済制裁。これは主に、「1979年輸出管理法」の第6条(j) 武器輸出規制

法第40条などによって定められている。該当国への援助や武器輸出等が禁止され、国際金融組織への参加は拒否される¹。

北朝鮮によるWMD関連活動に対抗するための制裁。どわけ最近の文脈において注目すべきなのは、2005年6月29日にブッシュ大統領が下した「大統領命令13382号」である²。この命令により、WMD拡散に関連していると思われる団体や個人の米国内における資産を凍結することができるようになった。また、この命令にあわせて、北朝鮮系3団体を含む計8団体が指定された。

同年10月21日には、北朝鮮系の8団体がさらに指定され、今年3月30日には、スイス系の1企業とそのオーナーも北朝鮮へのWMD拡散に関与したとして指定を受けた。これらの北朝鮮WMD関連12団体・1個人(05年6月の3団体、05年10月の8団体、06年3月の1団体・1個人)は、日本における9月19日指定の15団体・1個人の中にすべて含まれている³。

9・11テロ以後に成立したいわゆる「愛国者法」第311条による資金洗浄規制。米財務省は、同条の規定によって、マカオの銀行「バンコ・デルタ・アジア」(BDA)を「資金洗浄に関わる主要懸念先」に指定した(05年9月15日)。BDAの保有する口座が北朝鮮による資金洗浄に使われているとの疑惑があったためである。

しかし、北朝鮮にとってより意味をなすと思われることは、この米国の措置そのものというより、それを受けてマカオ政府がBDAの経営を掌握し、北朝鮮関連口座を凍結したという事実であった。マカオは、1999年にポルトガルから中国に返還され、香港と同じく中国の「1国2制度」の下にある。外交と防衛に関して中国中央政府が権限を握っている以外は、マカオ行政部が高度の自治権を有しており、金融機関に関する規制は本来マカオ行政部が担当する分野だ。

しかし、BDA口座凍結決定に中国政府が関与した可能性もある。北朝鮮からしてみれば、最大の支援国であるはずの中国が米国に同調する動きを見せていることに、大きな脅威を感じていたはずだ。米国によるこの措置後、北朝鮮がBDA問題をこたあるごとに持ち出して6か国協議への復帰を拒んでいるのは周知のとおりである。

また、米国は、自国と同様の措置を採るように世界中の政府や金融機関に対して要請している。これを受けて、シンガポール、韓国、中国、香港、モンゴル、ベトナムなどのいくつかの銀行が、北朝鮮関連の口座を凍結する対応を進めている⁴。

しかし、違法な活動に関連する口座とそうでない口座の区別は実際には難しい。そのため北朝鮮が海外に保有する合法的な口座も閉鎖されているケースがある、と米議会調査局(CRS)のパール調査員は証言している⁵。

今年5月8日に発効した、米国人による北朝鮮船籍の保有・貸与・運行・保険契約締結を禁じる措置⁶。

制裁に関する原則

さて、こうした諸々の制裁を私たちはどのような基準に照らして考えたらよいのだろうか。ここで参照したいのが、05

北朝鮮のミサイル・WMD計画関連団体・個人リスト

日本政府発表、2006年9月19日

- 1 コハス・AG(スイス)
- 2 朝鮮国際化学合弁会社
- 3 朝鮮光星(クァンソン)貿易会社
- 4 コリア・コンプレックス・エクイップメント・インポート・コーポレーション
- 5 朝鮮東海(トンヘ)海運会社()
- 6 朝鮮富強(ブガン)貿易会社
- 7 朝鮮鉱業開発貿易公社
- 8 コリア・リョンハ・マシナリー・ジョイント・ベンチャー・コーポレーション
- 9 朝鮮リョンボン総合会社
- 10 コリア・リョンワン・トレーディング・コーポレーション
- 11 端川(タンチョン)商業銀行
- 12 トソン・テクノロジー・トレーディング・コーポレーション
- 13 平壤情報センター()
- 14 ヘソン・トレーディング・コーポレーション
- 15 烽火(ボンファ)病院()
- 16 ヤコブ・スタイガー(個人、スイス)

・特記のないものの所在地はすべて北朝鮮国内。

・印は日本が独自に加えた3団体。それ以外は米国のリストと共通。

(出典)朝日新聞(06年9月20日)を基礎にいくつかの情報を加えた。

年9月に行われた国連特別首脳会議「ミレニアム+5」(サミット)で採択された「成果文書」の中における「制裁」に関する項である⁷。重要な部分を以下に抜粋する。

第106節

私たちは、制裁が、武力行使にたよることなく国際の平和と安全を維持するために国連憲章の下で行う努力における重要な手段であることを強調する。私たちは、制裁が明確な目的を支えるために注意深く対象を絞った(carefully targeted)ものであるようにし、安保理が定めた制裁に従うことを決意する。さらに、制裁が、目的とする結果を達成するための有効性と、社会・経済・人道などにおいて起こりうる、市民や第三国に対する逆方向の結果との間でバランスをとった形で実行されるようにすることを決意する。

第107節

制裁は、明確な基準に基づいて効果的に実行され監視されるべきであり、また、適切な形で定期的に再検討されるべきであり、その目的を達成するために必要な期間に限定され、その目的が達成されたならば終了されるべきである。

この一般原則と照らし合わせて考えるならば、日本政府が採っている措置が「注意深く対象を絞ったもの(上記第106節)」であるとは到底思われまい。どわけ、核実験以後の輸入全面禁止・入港全面禁止措置がそうである。日本政府は、「独裁国家である北朝鮮の場合、あらゆる経済活

動からの収入がWMD関連活動に利用されており、WMD関連品・関連企業を規制するだけではきわめて不十分」だと反論するだろう。しかし、こうした見方をとる限り、世界中の国々が北朝鮮に対して「経済封鎖」をかけるしか、北朝鮮に核放棄を迫る方策がなくなってしまう。それによって北朝鮮の民衆が困窮の極みに陥ることは明白だ。成果文書の第106節にうたわれている、「目的達成のための有効性」と「逆方向の結果」のバランスは後者に大きく傾くことになろう。米国による北朝鮮金融資産の凍結の推進も、それが無限に拡大していく可能性をもつ限り、やはり同様の効果をもたらすものと思われる。また、対象を絞り込まずやみくもに制裁に走ることは、北朝鮮民衆を苦しめるだけではなく、核開発を進める格好の口実を北朝鮮指導部に与えることになりかねない。

圧力を強め、北朝鮮の体制崩壊を通じて核危機を解決するという強硬派の意見もある。だが、本当に体制が崩壊してしまったら、北朝鮮に残るであろう核物質や核科学者・技術者の流出、放置された核施設の管理などの問題はどうか。それは、あまりに危険すぎる選択だ。

私たちが目指すべきは、北朝鮮の体制を外から崩壊させることではなく、あくまで、核放棄を迫ることではないか。そのためには、まず制裁に関しては厳格に対象を絞り込むこと、6か国協議などの対話路線を継続することが求められる。

しかし、「対話が圧力か」という点にだけ注目するのは視野が狭すぎる。何より先、米国を初めとした核大国がまず自ら核軍縮を進める姿勢を見せることで、北朝鮮が核兵器を保有しようとする国際的道義性を奪い取ってしまうことが必要とされているのではないだろうか。(山口響)

<注>

- 1 他にテロ支援国家として指定されている国は、キューバ・イラン・リビア・スーダン・シリア。www.state.gov/s/ct/c14151.htm
- 2 www.whitehouse.gov/news/releases/2005/06/20050629.html
- 3 8月20日、訪日したシュアート・リービー米財務次官(テロ・金融諜報担当)が日本の西田恒夫外務審議官にこの12団体・1個人のリストを示している。これに、安倍晋三官房長官(当時)が警察に調べさせた3つの団体を加えたものが、9月19日のリストになったといわれている(共同通信、06年9月19日)。
- 4 「AP通信」06年8月29日。
- 5 「聯合ニュース(韓国)」06年8月22日。
- 6 米国による制裁に関しては、D・レナック『北朝鮮：経済制裁』米議会調査局報告書、RL31696、2005年6月16日)・R・パウル、D・ナント『北朝鮮による米国通貨偽造』米議会調査局報告書、RL33324、2006年3月22日)が最もよくまとまっている。また、米財務省ウェブサイトの以下のページも参考になる。www.ustreas.gov/offices/enforcement/
- 7 国連総会決議番号A/RES/60/1。なお、国連サミットに関しては、ピースデボ『イアブック核軍縮・平和2006』96ページ。
- 8 この点に関連して、インド・パキスタン両国が1998年に核実験を行った直後に採択された国連安保理決議1172(6月6日)が、その前文において、「安保理は…核不拡散条約第6条の下における核軍縮に関連した誓約を実行する5つの核兵器国の決意を歓迎し」との文言を含めていることは注目に値する。北朝鮮核実験後の安保理決議1718にはそのような内容はきわめて弱い(3ページ記事参照)。

北朝鮮外務省

北朝鮮が10月9日に地下核実験を実施した、との発表は瞬時に世界を駆けぬけた。

程度の差はあるものの、国際的な強い非難や国連安保理による制裁に向けての動きも急だった。10月14日には国連憲章第7章の下に行動し、同章41条に基づく措置をとる、との北朝鮮制裁決議が採択された。その後の推移については一連のメディアによる報道に譲ることとして、ここでは実験に先立つ10月3日、北朝鮮外務省から出された声明の内容に注目してみたい。

6か国「共同声明」との差

声明はいわば核実験を予告する形で綴られており、米国を名指しで激しく非難している。北朝鮮に対する米国による孤立・圧殺の策動が、極限を超えて最悪の状況をもたらしている情勢のもとで、これに対抗するためには核抑止力の確保が必要であり、その工程として核実験を行わざるを得ないことが述べられている。その上で3つの論点が展開されているが、その中で目を引いたのは第3点の後半部分である。そこにはこう述べられている。

「我々の最終目標は朝鮮半島で我々の一方的な武装解除につながる『非核化』ではなく、朝米敵対関係を清算して朝鮮半島とその周辺であらゆる核の脅威を根源的に取り除く非核化である。対話と交渉を通じて朝鮮半島の非核化を実現しようとする我々の原則的な立場に変化はない。我々はあらゆる挑戦と難関を果敢に突破し、我々式に朝鮮半島非核化を必ず実現するために積極的に努力していく」

ポイントが「朝鮮半島とその周辺であらゆる核の脅威を根源的に取り除く非核化」という箇所にある。この主張は6か国協議に盛り込まれた合意事項とは、微妙な点で異なっている。後者の場合には「6か国は平和的方法による、検証可能な朝鮮半島の非核化が6か国協議の目標であると重ねて表明した。北朝鮮は、すべての核兵器および現存する核計画を放棄し、一日も早くNPTに復帰するとともに、IAEAの保障・監督下に戻ると確約した。米国は、米国が朝鮮半島に核兵器を持っておらず、

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

特別連載エッセー 14

の声明を分析する

核兵器や通常兵器によって北朝鮮を攻撃または侵略する意図はないと確認した。韓国は、92年の『南北非核化共同宣言』に基づき、核兵器を持ち込まない、配備しないとの確約を重ねて表明するとともに、韓国領土には核兵器がないことを確認した。92年の『南北非核化共同宣言』は順守・実行されるべきである。(後略)

つまり共同声明による非核化が朝鮮半島に限定されていたのに対し、北朝鮮外務省の声明では「朝鮮半島とその周辺であらゆる核の脅威を根源的に取り除く」というように、その範囲がより拡大されていることになる。この点について私たちは、昨年の初めにさかのぼって記録を確かめる必要があることに気付く。当時の05年2月10日に、北朝鮮外務省は声明を発表し、世界にある種の衝撃を与えたことは記憶に新しい。すなわち第2期プッシュ政権が敵視政策を変えていないとして、「6カ国協議への参加を無期限中断する」と表明し、また、「自衛のために核兵器を造った」と明言して、核兵器の製造・保有を公式に宣言した。さらに翌3月31日、北朝鮮外務省はより詳細な声明を発表している。

過去の声明との類似点

その中で「朝鮮半島が非核化されるためには、半島内および周辺において増強されつつある米国の核の脅威に終止符を打つことが必要である」として韓国における演習に際して、日本やグアム島からの米空軍による核攻撃訓練にも言及した上で、「もし米国の核の脅威が朝鮮半島およびその周辺から完全に除去されるならば、半島内のみではなく、他の東北アジアにおいても永遠の平和と安定を確実にすることが可能となろう」とも指摘している。

この05年3月の声明から読み取れるように、非核化の範囲が朝鮮半島周辺に及んでいる点で、今回の10月3日の声明内容と共通していることになる。ではなぜ6カ国協議の共同声明では朝鮮半島の非核化のみに留まっているのであろうか。共同声明では米国が、核兵器や通常兵器によって北朝鮮を攻撃または侵略する意図はない、とした点に配慮して北朝鮮も差し当たって朝鮮半島の非核化に賛成した、と見るのが妥当なように思われる。ところがその後、米国によってマカオの銀行に対する北朝鮮の口座凍結が行われ、北朝

鮮は米国との直接対話を繰り返し求めた。しかし米国はこれを拒否し、6カ国協議を通じての話し合いならば応じる、との姿勢を崩さなかった。

また日本との間では、拉致問題に絡んだDNA鑑定の結果をめぐって厳しく対立し、米国に対する拭い難い不信感とともに、北朝鮮としては日本もまだ「敵」として位置づけるに至った。その結果が自国だけではなく、同時に朝鮮半島およびその周辺の非核化を求める以前の基本路線に戻った、とみなすのが正しいと思われる。換言すれば自国のみの非核化ではなく、韓国および日本における米国の核抑止力(「核の傘」)の撤去が不可欠という主張である。この発想はある意味で皮肉なことに、北東アジア非核兵器地帯構想、中でも梅林宏道氏の提唱する「スリー・プラス・スリー」案の、前段のスリーに相当する日本・韓国・北朝鮮の間の非核化と符合する形でもある。裏を返せば「スリー・プラス・スリー」案を推進することは、日本の外務省が主張するように決して非現実的な選択肢ではなく、むしろ北朝鮮をも合意させ得る「現実的」かつこの地域における抜本的解決策となる可能性を秘めているといえよう。

さらに2回の北朝鮮外務省の声明を通じて浮き彫りにされるのは、北朝鮮が米国の圧力に対抗するために、核の抑止力に頼るほかはないと改めて決意を固めていること、そして核保有国であると国際的に認知されるのをめざしていることである。前者については恐らく核兵器を持たなかったイラクの敗戦を目の当たりにして、かねてからの核保有願望に拍車がかかった点は否めないだろう。また後者についていえば、今年3月の米印の原子力平和利用協力推進の交渉に際して、プッシュ政権がインドの核保有を事実上黙認した事例が念頭にあったに違いない。

何れにしてもプッシュ政権がもっぱら経済制裁の強化のみを加速させ、北朝鮮との直接交渉に応じようとしないうちは、事ある毎にクリントン前政権が北との対話に応じたことを批判し続けてきたことが、ここに来て自らの選択肢を縛ってしまった感がある。前政権の対北朝鮮担当者のみでなく、現与党内からも直接対話を求める声が高まりつつある中、この問題の解決のかぎは、プッシュ政権の決断如何にかかるといっても過言ではない。



つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学、88年～92年長崎大学長。過去2回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

3

圧力より対話、核不拡散のためには核廃絶を 世界のNGOの声

北朝鮮の核実験をめぐり、世界中のNGOが一斉に声明を発した。ここでは、韓国、モンゴル、インド、日本そして国際的議員連盟など主要な視点を持つ8つの声明を素材として、抜粋を紹介する。取り上げた声明は以下の通りである。韓国平和ネットワーク(10月9日)¹⁾、韓国女性平和創造(10月10日)、在日コリアン青年同盟(10月11日)²⁾、核軍縮平和連合CNDP(インド)(10月12日)³⁾、ブルーバナー(モンゴル)(10月12日)、世界平和アピール7人委員会(10月11日)⁴⁾、中堅国家構想(MPI)(10月23日)⁵⁾、核軍縮議員ネットワーク(PNND)⁶⁾。ただし、PNNDは、あくまでも有志による声明で、賛同する議員が署名して提出される予定であるという置かれた立場、歴史によってニュアンスの違いはあるが、核兵器廃絶をめざすNGOの論理構成は一貫し、かつ共通の要素を持っており、以下、論点ごとに紹介する。

1 いかなる理由でも 核実験は認めない

第1は、いかなる理由があろうとも、北朝鮮が核実験を行ったことは、自ら表明している「朝鮮半島の非核化をめざす」という目標に対して全く逆行していることを指摘し、抗議、ないし遺憾の意を示している点である。例えば、

「朝鮮半島で核実験を行ったことによって、世界に衝撃を与えた。我々は、1945年、日本の広島と長崎における原子爆弾投下により数万人もの朝鮮人民が犠牲になったことを思い起こさねばならない。DPRKの行動は核兵器の違法な性質を否定し、1992年の朝鮮半島非核化南北共同宣言を破るものである。それも半島の平和を脅かし、北東アジアにおける軍備拡大と核拡散をもたらすものである。それは平和的な韓国の再統一のために熱心に働いている韓国女性の希望をむしろむすぶものである。我々女性は再度、平和に逆行し、人間の生命を脅かすいかなる核実験と核兵器にも反対するという我々の立場をはっきりさせる(韓国女性平和創造)。

「1992年の南北非核化共同宣言では「南と北は核兵器の実験、製造、生産、受け入れ、保有、貯蔵、配備、使用をしない」と合意されており、2005年の六カ国協議共同声明では「北朝鮮はすべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、NPTおよび国際原子力機関(IAEA)保障措置に早期復帰することを約束した」と述べられている。今回の北朝鮮政府による核実験の実施は、これら

の、北朝鮮が合意してきた国際文書及びその精神に反するものである。また、2003年のNPTからの脱退宣言では、「NPTから脱退するが、核兵器を製造する意思はなく、現段階での核活動は唯一、電力生産をはじめ平和目的に限られる」と北朝鮮政府自ら表明しているが、今回の核実験はこれとも明らかに矛盾する(在日コリアン青年同盟)。

「CNDPIは北朝鮮による核実験を非難する。この行為は、地域的に、そしてグローバルに核の緊張を高めるだけである。米国の現在の戦略および戦域ミサイル防衛計画の構築を加速させ、他の国をしてその「保護傘」の下に避難するよう促すだけである(CNDP)。

2 核実験へ追い込んだのは 米国などによる経済制裁

第2は、北朝鮮が、孤立化がわかっていながら、何故、核実験に踏みきったのかを考えていけば、米国などによる経済制裁が北朝鮮を追い詰めていたという構造に突き当たる。であれば、米国などの北朝鮮政策は誤っていたとしか言いようがない。この点をふまえると、国連安保理が、迅速に経済制裁の決議をあげることは逆効果である。

「事態がここまで至ったことは、ブッシュ行政府が主導してきた対北圧迫制裁政策に起因するところが大きい。このような状況下で、アメリカや日本政府が追加的な対北圧迫と制裁を推進することは、問題解決の意志があつてのことなのか疑問である。ブッシュ行政府が問題解決に対する政治意志を持っているのなら、この間の対北政策の失敗を認めて北朝鮮と真摯な対話に出なければならぬだろう。そうしなければ、アメリカが北朝鮮核問題を利用してミサイル防衛(MD)と韓米同盟再編を通じた軍拡をはかっているという不信を増幅させるだろう(韓国平和ネットワーク)。

「今回の北朝鮮による核実験は、米国による金融制裁などの北朝鮮に対する敵視政策への反応であるとも考えられる。ここで、私たちは、現在の北朝鮮政府が行っているような核兵器を外交手段として使うことを容認することはできないと再度言明する。しかしながら一方で、北朝鮮政府に対して国連憲章第七章に基づく制裁を発動しようとする動きに対しても反対する。国連憲章第七章に基づく制裁措置は、朝鮮

半島における戦争の危機を高めることは明らかである。私たちは、いかなる理由があろうとも戦争による「解決」を望まない（在日コリアン青年同盟）

3 核保有国に 制裁を強める資格はない

第3は、そもそも米国など核保有国に、経済制裁などを突きつける資格がないことを強調し、説得力を持つためには、核保有国が、NPT第6条に基づく核軍縮の努力を示すことが、まず必要であることを主張している。

「拡散防止と核軍縮は相互に補強しあっている。それは、NPT体制の基礎を形成する。拡散防止だけの強調は、核軍縮における具体的な進歩なしには無駄である。核兵器国が彼ら自身核兵器に頼っている政策を続け、また偽善とダブルスタンダードがある限り、他国が拡散防止の有用性を疑い、またある者は、力の象徴として、また「保険証書」として核兵器を所有したくなることは必然である。したがって、核兵器国は、核軍縮と彼らの核兵器を廃棄するという1995年の明確な保証を実現させるための交渉を続行するために、NPT第6条の下で36年前にコミットした誇りをもつことが必要である。彼ら自身が模範を示すことなしに、核兵器国が核拡散を防いで道徳的に高い地位を保持することは困難である。また安全保障理事会が、そこで彼らには永久の席と拒否権があるのだが、NPTの関与で不服従の国に客観的に対処することができる機関とみなされることも難しいであろう（ブルーバーナー）

「彼らが彼ら自身の核兵器保有を正当化し、それによってそのような武器の拡散を促進し、既存の核兵器国（インドを含む）には、大変、明らかな理由のために、北朝鮮を批判する道徳的、政治的な権利はない。彼らこそ、特に米国は、NPTに基づく現在の拡散防止体制の失敗に対する主要な責任を負っている（CN DP）

「核兵器保有国が核兵器に依存する政策を続ける限り、核兵器を保有したいという誤った幻想を持つ国が続くことは確実である。核兵器保有国は、今回の北朝鮮による核実験が、核拡散防止の国際的な枠組みを弱体化させ、それに拍車をかける動きであることを直視して、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）第6条の精神に立ち戻り、核兵器廃絶に向けて速やかに真摯な行動を起こさなければならない（世界平和アピール7人委員会）

4 粘り強い外交努力 こそが求められる

第4に、それぞれの立場や位置に即して打開策が提案されている。中堅国家構想は、事態を打開するために、とにかく外交努力による対話による解決を強く訴えている。

「中堅国家構想MPIは、国連事務総長コフィ・アナンの「北朝鮮の行動は、地域の緊張を悪化させ、地域

および周辺での安全を危くする」、『6者協議の枠内で、誠実な交渉が緊急に再開されるべきである』との見解を支持する。また国連事務総長に選ばれたパン・キムンがこの危機に外交的解決を発展させるため、地域を訪問したいと意欲を示したことに励まされている。大量破壊兵器の拡散に対して欧州連合が2003年に採った戦略を思い起こすことも有効である。その戦略は、『国がより安全であると感じるほど、彼らはより大量破壊兵器計画を断念する方向に向かっていく：武器計画が軍備拡大競争につながるように、軍備縮小案は道になかった循環を導くのである』と述べている。われわれは、北朝鮮の核実験に対応して決議1718の採択に当たったの安全保障理事会の満場一致を歓迎する。安全保障理事会 - そして全ての国 - への挑戦と責任は、決議の外交的な側面を保証することである - 特に6者協議再開の要請は、懲罰的な面を超えて歓迎される。朝鮮半島の軍事化と核武装化への更なるステップは、災い以外の何ものをも結果しない。国際法の原則に根ざした外交だけが効果的な解決を提供することができる（中堅国家構想）

また北朝鮮に最も近い立場にいる韓国、および在日コリアンの声明は、一様に韓国政府へ太陽政策を放棄しないよう求め、朝鮮半島の非核化こそが民族的生存の条件であることを強調している。

「韓国政府に対しては冷静で一貫した対応を求め、今真っ先になされなければならないことは、北朝鮮の自制とアメリカの対北政策の転換だ。対北制裁と金剛山観光・開城工団中断要求などの対北強硬論に押され「対北警告メッセージ」のみを発信することは、問題解決になんら役に立たない。韓国政府はプッシュ行政府に、どんな形であれ北朝鮮と対話に出よう積極的に説得をしなければならぬだろう。」「核問題の平和的解決と朝鮮半島非核化は私たちが絶対に譲歩することができない原則であり、民族的生存のための他の選択の余地はない（韓国平和ネットワーク）

「金大中、盧武鉉の両政権が繰り広げてきた太陽政策は、北朝鮮核実験実施という情勢の中で見直しの重大な岐路に立たされている。しかし、太陽政策は、冷戦的な対立関係だった南北朝鮮を和解と協力の関係に反転させ、南北朝鮮の冷戦的な対立状況を緩和させることに大いに貢献した。そして、対話なき敵視政策は対立をエスカレートさせるだけである。東北アジア地域の対話の旗振り役の役割を進めてきた韓国政府は、北朝鮮核実験実施という困難な状況の中でも、東北アジアの対立と戦争を防ぐために、今後も粘り強く太陽政策を推し進めていくことを強く求める（在日コリアン青年同盟）

さらに在日コリアン青年同盟の声明には、日本社会の在日朝鮮人に対する差別的な反応を懸念する文章を加えている。

「北朝鮮核実験の影響が、在日コリアン社会にも及ぶことは十分に想像できる。この間日朝関係が緊張の度合いを増すたびに、在日コリアンはひどく心を痛め、恐怖を感じてきた。朝鮮学校の生徒に対する暴力事件(チマチョゴリ事件)が全国各地で起き、最近では朝鮮籍の在日コリアンに対する再入国許可発給の入管当局による恣意的な制限がなされている(在日コリアン青年同盟)。

5 打開策は 東北アジア非核地帯化への道

最後に、多くの声明が、北朝鮮の核実験という新たな事態を受けて最も重要なことは、東北アジア非核地帯化であるとし、その実現へ向けた具体的な取り組みを求めている。

「朝鮮半島と東北アジア地域が国際的に保証された非核兵器地帯(NWFZ)に変えられるべきであるという合意が形成されつつある。したがって、6者協議のフレームワークの範囲内で、または、それと平行して

そのような会談を始める努力が必要である。NGOネットワークは、必要な所で、異なる考えと実際の解決のために相談役のように、そして、支持と関与を提供することができる(ブルーバナー)。

「私たちは、10月3日の北朝鮮外務省の声明第3項目に注目する。そこには、北朝鮮の最終目標が、朝鮮半島とその周辺から核の脅威を根絶的に取り除く非核化である、と明言されている。北朝鮮政府は、6か国協議の場で、この最終目標に向けて共に努力すべきである。この目標は、かねてから日本でも民間から提案されている東北アジア非核兵器地帯構想そのものである。私たちは、今年9月8日に調印された中央アジア非核兵器地帯の実現に向けて、日本政府が大いに協力してきたことを評価する。いまや非核兵器地帯は、南極を含む南半球から北半球に広がりつつあり、大気圏外の宇宙、海底もすでに非核兵器地帯になっている。日本政府は、核兵器廃絶に向けて重要な一歩を進めることになる日本を含む非核兵器地帯の実現に向けても、最大限の努力をするべきである(世界平和アピール7人委員会)。

4

多くの困難はらむ検証制度 急がれるCTBT 早期発効

9日の北朝鮮による核実験実施の発表以降、その事実関係の検証に関する報道が相次いだ。そのような情報源の一つが、包括的核実験禁止条約(CTBT)機構準備委員会である。署名開放から10年、未だ発効への足踏みを続けるCTBTであるが、その国際的な検証体制はどの程度進んでいるのか。本稿ではその現状を概観したい。

CTBT国際監視網

1996年に締結したCTBTは、条約の発効に必要なとされる44か国のうち、北朝鮮、米国を含む10か国が批准しておらず、早期発効の見通しは立っていない¹。その一方で、条約遵守に関わる国際的な検証制度の整備が着実に進められてきた。これは、条約が、その発効時までに 国際監視制度(IMS)、協議と説明、現地査察、信頼醸成についての措置、の4つから成る検証制度を設けるよう義務付けていることに基づく。その立ち上げのために96年に設立されたのが、CTBT機構準備委員会(議長:イェルチェンコ・ウクライナ大使、本部ウィーン)である²。事務局として、暫定技術事務局(PTS)が設置されている。

国際監視制度(IMS)

地球上のあらゆる場所における核実験を24時間監視する体制の構築に向けて、2007年を目処に、世界89か国321か所の監視観測所及び16か所の放射性核種研究所の設置が目指されている。準備委員会の2005年次報告書によれば、主要観測所の59%がすでにPTSの認証を受けている³。

IMSには、4つの技術による監視方法(地震学、水中音波、微気圧振動、放射性核種)がありそれぞれの技術が「相乗効果」をもって作用している。

地下実験の探知を目的とする地震波監視はもっとも技術的に進歩した検証技術であり、50の主要観測所と120補助観測所が監視を行う。現在、日本の松代をはじめ多くの主要観測所からは、ほぼリアルタイムのデータ送付が可能となっている⁴。

世界80か所の放射性核種観測所は、大気圏及び地下核実験によって放出される放射性微粒子やキセノンなどの希ガスをモニタリングする。研究所は観測所で得られたサンプルの分析を担う。放射性物質に関するデータは、

「我々は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉、そしてCTBTに対するこれまでの圧倒的支持を歓迎する。また、この条約を批准していない数少ない国家、特に北朝鮮、中国、インド、イスラエル、パキスタン、そして米国といった核能力を持った国家に対し、条約の批准を求める。また、我々は、北朝鮮が、朝鮮半島の非核化のため、また北東アジア非核兵器地帯の可能性を探求するため、中国、日本、韓国、ロシア、そして米国との6カ国協議に復帰することを要求する。6カ国全てに対し、お互いに対する武力行使の威嚇を含め、協議を頓挫させるようなこれ以上の挑発的行動を抑えることを要求する(PNND)

「我々は、先週、日本の麻生太郎外務大臣が⁴日本政府に核武装を考える立場は全くない。我々自身を核兵器で武装する必要はないと語ったことに拍手喝采する。類似した文脈で、韓国が対立を越える交渉を強調することは、とてもいいことである。中国は - その隣人が⁵核武装する場合、経済発展と軍事的安全性に関し多くを失いそうであるが - 外交の道筋を固めるために特別な役割がある。6カ国は、北東アジア非核地帯化の可能性を探らなければならない。MPIIは、米国政府が外交的解決を前進させ指

導的役割を担い、そのような兵器は何の価値も持たないという確信を与える適切な安全の保証を伴って、北朝鮮が非核兵器国として世界コミュニティに完全に復帰できることにつながる1対1の会談に最終的にひきこまなければならないと信じる(中堅国家構想)

麻生大臣は、この後、「核武装については、議論は必要だ」などと発言しており、額面どうしに受け取れない面はあるが、6者協議の再開後、北東アジア非核地帯化への道を探るべきであるとの提案は幅広く共有されている。(湯浅一郎)

注

- 1 韓国平和ネットワーク blog.livedoor.jp/peacekorea/
- 2 在日コリアン青年同盟 www.key-j.org/program/doc/stmt_nuclear_20061011.html
- 3 インド核軍縮平和連合 www.cndpindia.org/
- 4 世界平和アピール七人委員会 www.worldpeace7.jp/
- 5 中堅国家構想MPII www.middlepowers.org/
- 6 PNND核軍縮議員ネットワーク www.gsinstiute.org/pnnd/

核実験が否かの判断を行う際の有力な情報の一つとして利用される。

各国から集められたデータが送られる先は、ウィーンの国際データセンター(IDC)である。条約締結国は、データの国際的な交換に参加し、IDCのすべてのデータにアクセスできる権利を持つ(条約第4条18項)。現在、190近い監視施設が、IDCに対し、衛星通信網等を通じたデータ送信を定常的に行っている⁵。各国の施設が検知した情報は、まず2時間以内に未処理の生データの形で、次に分析処理を経て各締約国に発信される。ただし、「核実験であったか否か」の判定そのものはIDCが行うのではなく、提供されるデータをもとに、各締約国の責任で解析・評価するよう定められている。

現地査察をめぐる議論

現地査察は、検証における「究極の切り札」である。IMSデータもしくは各国独自の検証技術手段から条約違反の懸念が発生した場合、まず、96時間以内に「協議と説明」の手続きにより説明が図られる。それでもなお懸念が解消されなければ、締約国は、執理事務会に現地査察の実施を要請できる。査察実施の決定は、理事国51か国のうち30以上の賛成をもって行われる。被査察締約国は、現地査察の受け入れを義務付けられている。

しかし、干渉度の高い査察技術を用い、機微の情報を取り扱うことになる現地査察の実施に向けた整備は、技術的・政治的に困難に直面している。最大許容範囲1000平方キロメートル、最長130日間にも及ぶ現地査察においては、条約遵守違反の有無を明らかにする有効かつ効率的な情報収集を行わなければならない。しかし同時に、被査察国においては、「国家の安全保障上の権益及び査察の目的に関係しない秘密の情報の開示を防止するために必要と認める措置をとる権利(第4条57I項b)」が存在する。

CTBTは、運用手引書で詳細を規定しているが、査察決定プロセスに強い異議を申し立てている米国をはじめ各国の対立が続き、手引書の作成は進んでいない。

各国の検証システムとの協力

検証体制のいっそうの強化には、世界に数千とあるIMSに属さない地震観測所、研究所等の協力が不可欠とされている。これについては、CTBT第27条で、各国の技術手段によって得られる補足的データをIDCが利用するにあたっての取り決めの作成が規定されている。

IMSは、少なくとも1キロトンの核爆発(マグニチュード4の地震規模)を検知可能なラインとしており、特に比較的小規模の爆発の検知に関して、各国の技術手段の貢献は重要である。また、今回の北朝鮮核実験のケースでは、核実験場が疑われている場所に近いロシアのウスリスクに設置されているはずであったIMS観測所が実際には稼働しておらず、ロシア独自で新たな施設の設置を決定したとの報道もある⁷。

なかでも米国は、最先端の衛星搭載探知機や大規模の地震波探知システムを有しており、一部はIMS観測所に選定されている。同様に、ロシア、フランス、英国などでも一部がIMSに組み込まれている。

各国の技術手段に関しては、国家の技術情報の機密保持、また国益優先などの点から透明性、信頼性の確保が難しい側面がある。しかし、IMSデータ及びその他の国々からの情報の横断的な照合により、国際検証体制の強化へとつなげていくことが可能であろう。

CTBT早期発効に向けて

このように、CTBT検証制度は、技術的、政治的にも乗り越えなければならない多くの課題を抱えている。しかし、重

要なことは、条約自体が核実験禁止の国際規範として重要な役割を担っていることだ。もちろん他の国際制度同様、すべての遵守違反が探知されるという100%の保証を与えるものではない。むしろその目的は、高い確率で違反を発見できるという能力をもつての、抑止の役割といえよう。その能力を最大限に発揮させるためにも、早期の発効が求められている。(中村桂子)

注

1 署名176か国、批准135か国(2006年10月現在)、44発効要

件国のうち、未署名、未批准国は、北朝鮮、インド、パキスタンの3か国。署名のみで未批准の国は、中国、コロンビア、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国の7か国。イアブグ 核軍縮・平和 2006に図説。

2 CTBT機構の公式ホームページwww.ctbto.org

3 www.ctbto.org/reference/annualreport/ar-2005-mp1-e-web.pdf

4 www.fhit.org/vertic/briefing/no3.html

5 3と同じ。

6 www.ctbtcommission.org/khokhlovpaper.htm

7 『朝日新聞』06年10月17日。

日誌

2006.10.6 ~ 10.20

作成:中村桂子、林公則

PAC3=改良型パトリオット3/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/WMD=大量破壊兵器

10月6日 国連安保理、北朝鮮に核実験計画放棄を要請、強行の場合には国連が追加的制裁措置をとるとした議長声明を採択。

10月8日 北京で日中首脳会談。朝鮮半島非核化に向けた協力など盛り込んだ「日中共同プレス発表」を公表。

10月9日 朝鮮中央通信(KCNA)北朝鮮の地下核実験実施を報道。

10月9日 米地質調査所(USGS)平壤の北東でマグニチュード4.2の揺れを観測と明らかに。

10月9日 日韓首脳会談。北朝鮮核実験への断固たる対応と国連安保理決議の速やかな採択に向けた協力で一致。

10月9日 国連安保理、非公開協議で北朝鮮の核実験発表に関する討議を開始。

10月9日 米国、北朝鮮の核実験発表に対応し、北朝鮮に対する一連の国連制裁決議案を提示。

10月9日 韓国国防部の尹光雄長官、「米国は韓国に対し『核の傘』を提供するといった公約を再確認した」と発言。

10月10日 衆院、北朝鮮の核開発を「無謀な暴挙」と非難し、核開発計画の即時断念を求める非難決議を全会一致で採択。

10月11日 北朝鮮外務省報道官、核計画に影響を及ぼす米国の圧力は宣戦布告とみなし、具体的措置をとると表明。KCNA。

10月11日 政府の安全保障会議、北朝鮮に対する日本単独の追加制裁の発動を決定。

10月11日 米国、対北朝鮮制裁決議案の修正案を国連安保理各国に提示。

10月11日 日本政府、国連総会第一委員会

(軍縮)に決議案を提出。

10月13日 政府、北朝鮮籍船舶の全面入港禁止など、北朝鮮に対する追加制裁措置を閣議決定。14日に発効。

10月13日 ネグロポンテ米国家情報長官、北朝鮮上空付近で放射性物質を検知、「核爆発のもの」と一致する」とする書簡を連邦議会に送付。

10月13日 米大統領、WMD兵器開発のための物資、技術などを移転した企業、個人に制裁を課す「北朝鮮不拡散法案」に署名。同法は成立。

10月13日 米駐日大使、安保理制裁決議に基づき米軍が船舶検査する際、「意味ある貢献」をするよう日本政府に要請。

10月14日 国連安保理、北朝鮮制裁決議を全会一致で採択。(本号参照)

10月15日 自民党の中川昭一政調会長、テレビ討論番組で、「選択肢として核兵器の保有」ということも議論としてある」と発言。

10月16日 米国家情報長官、北朝鮮の核実験を公式に確認する声明を発表。(本号参照)

10月16日 久間防衛庁長官、衆院テロ防止・イラク復興特別委で、自衛艦の近くにいる米軍艦艇への攻撃は「正当防衛」で反撃可能と答弁。

10月17日 米NBCテレビ、北朝鮮軍部が中国に対し、追加の地下核実験を複数回行う意向を通告したと報道。

10月17日 EU外相会議、ルクセンブルクで、イランとの交渉を打ち切り、制裁内容を含め、国連安保理決議に従う方針を決定。

10月18日 麻生太郎外相、衆院外務委員会で、「核兵器保有について」議論しておくのも大事な事だ」と発言。

10月18日 防衛庁、16日の久間防衛庁長官の発言を、「憲法解釈の変更ではない」と表明。

10月19日付 北朝鮮を訪問の唐家セン国務委員、平壤で金正日総書記と会談。

10月19日 日米韓外相会談、ソウルで開催。安保理の北朝鮮制裁決議の実施に向け、3か国の緊密な連携を確認。

10月19日 国連安保理、対北朝鮮制裁決議に盛り込まれた制裁委員会の準備会合を初開催。

10月19日 テロ対策特別措置法改正案が衆院本会議で与党の賛成多数で可決、参院へ。

10月20日 韓国の聯合ニュース、金正日総書記が唐家セン国務委員との会談で「追加的核実験の計画はない」と表明したと報道。

10月20日 韓米定例安保協議会、戦時作戦統制権の韓国移譲作業を09年10月15日から12年3月15日の間で完了すると合意。

沖縄

10月6日 稲嶺知事が久間防衛庁長官と会談し、PAC3配備や嘉手納飛行場の未明発進に対する県民の反発への配慮を要求。

10月8日付 7日までに、次世代戦闘攻撃機F35Aの嘉手納基地配備を検討していることを米空軍が明らかに。

10月9日 天願棧橋での市民団体メンバーによる反対行動で、PAC3の陸揚げを阻止。

10月10日 SACO最終報告で合意したギンバル訓練場にヘリ着陸帯を建設する計画を防衛庁が撤回。

10月11日 市民団体メンバーを強制排除し、PAC3ミサイル24発を嘉手納基地へ搬入。

10月17日 米軍北部訓練場返還後の北部国有林の取り扱いを協議する検討委員会を5年ぶりに開催。

10月19日 滑走路安全基準に抵触するため、普天間飛行場代替施設の建設計画が先送り。

今号の略号

ARF = アセアン地域フォーラム
 CRS = 米議会調査局
 CTBT = 包括的核実験禁止条約
 IAEA = 国際原子力機関
 IDC = 国際データセンター
 IMS = 国際監視制度
 MD = ミサイル防衛
 NPT = 核不拡散条約
 NWFZ = 非核兵器地帯
 WMD = 大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 荒井 真二

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、山口響(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、大澤一枝、津留佐和子、中村和子、華房孝年、林公則、梅林宏道